

| | | | | |
|-----------|-----|---------------------|----------|-------|
| 事業NO. 501 | 事業名 | コミュニティ創生のあり方に関する研究① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|---------------------|----------|-------|

| | | | | | | | | |
|---|--|------|----|----------------|---------------|----------|------|------|
| 評価対象事業名 | コミュニティ創生のあり方に関する研究 | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○なし | 体系 | 第8部 第1・1-(1)-① | 係名 | 地域ケア推進担当 | 内線 | 2661 |
| 計画事業名 | コミュニティ創生のあり方に関する調査・研究と新たな事業の展開 | | | 歳出科目 | 款 | 項 | 目 | |
| 関連計画 | | | | 一般会計 | 事項 | | | |
| 事業の目的・概要 | <p>目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入</p> <p>目的 少子長寿社会が進展する中、地域に暮らす人々が、つながり、支え合うための新しい「共助」と協働によって現代的課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」のあり方について、生活環境部と共同して研究に取り組む。</p> <p>概要 少子長寿社会が進展する中で、現在取り組みを進めている、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」と協働によって地域課題を解決していく「地域ケアネットワーク事業」と、町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援モデル事業」を踏まえ、生活環境部と共同して「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組む。</p> | | | | | | | |
| 始期 | 23 | 年度から | 終期 | 年度まで | 当該事務に従事する実職員数 | 4 | 人または | 時間 |
| 今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入) | | | | | | | | |

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

①井の頭地区、新川・中原地区、西部地区、東部地区においては、相談、居場所づくり、支え合いなどのネットワーク化を支援していく。地域ケアネットワークが事業展開していない地区については、設立に向けて取り組んでいく。

②町会・自治会等との協働によって「災害時要援護者支援事業」を段階的に展開していく。

③生活環境部とともに「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究を進める。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

①井の頭地区、新川・中原地区、西部地区、東部地区においては、相談、居場所づくり、支え合いなどのネットワーク化を支援していく。地域ケアネットワークが事業展開していない地区については、設立に向けて取り組んでいく。

②町会・自治会等との協働によって「災害時要援護者支援事業」を段階的に展開していく。

③生活環境部とともに「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究を進める。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値 (コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|-------|---|---|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | | ・井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 ・町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 ・「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究 | ・井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 ・町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 ・「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」や「コミュニティ創生研究会」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | | ②井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 ②町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 ①「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」や「コミュニティ創生研究会(仮称)」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究 | ②井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 ②町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 ①「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」や「コミュニティ創生研究会」で「コミュニティ創生」のあり方に関する研究 |
| 予算額(千円) | | | 0 | 0 |
| 決算額(千円) | | | | 0 |
| 執行率(%) | | | | 0.0% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|-------------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | 井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 | | | | | | | | | | | |
| | 町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 | | | | | | | | | | | |
| | 「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム(仮称)」設置・開催 | | | | | | | | | | | |
| | 「コミュニティ創生研究会(仮称)」設置・研究 | | | | | | | | | | | |
| 結果 | 井の頭、新川中原、西部地区、東部地区:事業の支援 その他:設立への支援 | | | | | | | | | | | |
| | 町会・自治会等との協働による「災害時要援護者支援事業」の段階的に展開 | | | | | | | | | | | |
| | 「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」設置・開催 | | | | | | | | | | | |
| | 「コミュニティ創生研究会」設置・研究 | | | | | | | | | | | |
| 当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載) | | | | | | | | | | | | |
| 災害時要援護者支援事業で、当初、新規モデル地区でのテスト調査を予定していたが、実施要綱の確定前にモデル地区実施選定が難しいため、実施要綱の確定やデータ管理システムを完成させ、本格実施した。全市展開に向けて、広報やパンフレット、マニュアル等で地域ケアネットワーク、町会・自治会へ事業PRや説明会等を実施している。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|---------------------|------------|-------|
| 事業NO. 501 | 事業名 | コミュニティ創生のあり方に関する研究② | <<重点管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|---------------------|------------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| まちづくり総合研究所における「コミュニティ創生研究会(仮称)」での研究を通して、地域ケアネットワーク事業やがんばる地域応援プロジェクト事業と連携した災害時要援護者支援事業の拡充を図る。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) |
| (理由) | |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) |
| (理由) | コミュニティ創生研究会の提言書に基づく地域ケアネットワーク事業や災害時要援護者支援事業の展開の拡充 |
| 中 間 評 価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 |
| (理由及び具体的内容) | |
| 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |
| 評価 | 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 福祉の視点からのコミュニティ創生のあり方について、ビジョンを明らかにしたうえで施策に反映していくことが望ましい。 | |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |
| 重点的に取り組む課題とする。 地域ケアネットワークと買い物支援を結び付ける仕組みづくりを検討すること。 | |

《事業の事後評価》

| | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------------------------|----------|---|---------------|---|
| 事 業 後 評 価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた | | | | |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし | | | | |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2中・3低 | | | | |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | | | | | |
| 主管課評価 | コミュニティ創生事業の一環として「地域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援事業」を推進するとともに、生活環境部と「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」や「コミュニティ創生研究会」において「コミュニティ創生」のあり方に関する研究に取り組んだ。その中で多くの市民団体との意見交換会や学識経験者を交えた研究会に参加し、コミュニティ創生の方向性について検討を重ねた。 新たな共助の仕組みづくりであるコミュニティ創生については、研究会の報告書をもとに、「地域ケアネットワーク事業」と「災害時要援護者支援事業」のさらなる推進に向けて取り組んでいく。 | | | | | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 | 1 | 成果に対する評価 | 1 | 効率性・経済性に対する評価 | 2 |
| | (特記意見) | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|--------------|------------|-------|
| 事業NO. 502 | 事業名 | 地域ケア推進事業の拡充② | <<重点管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|--------------|------------|-------|

《事業の中間評価》

中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向

- 1 地域ケアネットワーク：5番目の地区での地域ケアネットワーク(以下、「ケアネット」)設立については、諸団体や関係機関に丁寧に趣旨説明をした上で、参加・協力を依頼する。今後事業がさらに拡充することが見込まれる既存ケアネットへの活動支援のあり方について検討する。
- 2 地域福祉人財養成：地域福祉ファシリテーター養成講座の修了生(1～3期生)フォローアップを行うとともに、今後の活動支援について関係機関と協議する。

| | |
|---|---|
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 1 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 傾聴ボランティア養成講座関係費用等の減。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 既存ケアネットの事業の拡充、活性化や平成23年度養成した傾聴ボランティア第4期生の本格的な活動による傾聴活動の充実化が考えられるため。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) ケアネットの活動が拡充、活性化することによる協働事業の拡大が考えられる。 |
| | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 重点的に取り組む課題とする。 認知症サポーターについては、職員をはじめ幅広く福祉人財として育成するとともに、「ちよこっとサービス」については、他の地区の実情にあわせた展開を検討すること。 | |

《事業の事後評価》

| | | |
|---|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1高(特別の成果あり)・2中・3低 |
| 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | | |
| 地域ケアネットワークが設立されている井の頭、新川中原、西部地区においては、居場所づくり事業、見守り・支え合いの仕組みづくり等事業の活動を支援した。東部地区においては、研修や多世代交流事業、学習会などの実施について支援するとともに、今後の具体的な事業実施に向けた支援を行った。また、市内5か所目となる地域ケアネットワーク設立に向けて、関係団体等に説明を行い、取り組みを進めた。その他、地域ケアネットワーク23年度合同活動報告会と交流会を開催し、各地域ケアネットワークや諸団体等の情報交換や交流を行い、地域ケアネットワークへの理解を深めた。福祉人財養成とその活動支援については、傾聴ボランティア養成講座や認知症サポーター養成講座、地域福祉ファシリテーター養成講座等を実施し、ボランティアの拡充を図るとともに、その活動支援を行った。今後も、引き続き、4つのケアネットワークへの活動支援と5番目のケアネットワークの設立に向けて取り組んでいくとともに、福祉人財の養成にも努めるなど、平成24年度からは地域ケアネットワーク推進事業としてさらなる推進を図っていく。 | | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 成果に対する評価 1 効率性・経済性に対する評価 2 | (特記意見) |

| | | | | |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|
| 事業NO. 503 | 事業名 | 災害時要援護者支援事業の推進① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|

| | | | | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|----|----------------|------------|-----------------|------|----------|---|------------|
| 評価対象事業名 | 災害時要援護者支援事業の推進 | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○なし | 体系 | 第5部 第1・2-(2)-② | 係名 | 地域ケア推進担当 | 内線 | 2661 | | |
| 計画事業名 | 災害時要援護者支援事業の推進 | | | 歳出科目 | 款 | 3. 民生費 | 項 | 1. 社会福祉費 | 目 | 1. 社会福祉総務費 |
| 関連計画 | 健康福祉総合計画2022 | | | 一般会計 | 事項 | 27.災害時要援護者支援事業費 | | | | |
| | | | | 補助区分 | 国 | 都 | ○市単独 | ○ | | |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、これまで実施したモデル事業を踏まえて、町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式(小地域相互支援型同意方式)による災害時要援護者支援の段階的な事業展開を進める。

概要 (1)災害時要援護者支援検討会議(健康福祉部、総務部、生活環境部の関係部課長による)を開催し、災害時要援護者支援(小地域相互支援型同意方式の詳細、要援護対象者、情報の提供先、提供方法、提供内容等)について検討し、確定する。
(2)小地域相互支援型同意方式での要援護者情報収集を新規モデル地区で実施し、その検証をもとに、実施要綱を策定し、データ管理システムを作成する。また、町会・自治会向けマニュアルを策定する。
(3)町会・自治会へのPR等、段階的な全市展開に向けて生活環境部や総務部と連携しながら進めていく。

始期 19 年度から 終期 年度まで 当該事務に従事する実職員数 4 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて、継続事業の場合記入)

(1)新規モデル地区による小地域相互支援型同意方式での要援護者の情報収集調査とその検証を行い、データ管理システムを作成する。その上で、実施要綱の作成、町会・自治会向けマニュアルを確定する。

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

(1)災害時要援護者支援検討会議の開催(年4回程度)。
(2)小地域相互支援型同意方式での要援護者情報収集を新規モデル地区で実施し、その検証をもとに、実施要綱を策定し、データ管理システムを作成する。また、町会・自治会向けマニュアルを策定する。
(3)町会・自治会へのPR等、段階的な全市展開に向けて生活環境部や総務部と連携しながら進めていく。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

(1)災害時要援護者支援検討会議(4回程度)
(2)小地域相互支援型同意方式での要援護者情報収集を新規モデル地区で実施し、その検証をもとに、実施要綱を策定し、データ管理システムを作成する。また、町会・自治会向けマニュアルを策定する。
(3)町会・自治会へのPR等、段階的な全市展開に向けて生活環境部や総務部と連携しながら進めていく。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------|---|--|--|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量の指標) | ・災害時要援護者支援検討会議(6回) ・モデル地区での支援者確保、支援マップ作成への支援 ・検証・事業実施方針の検討 | ・災害時要援護者支援検討会議(2回) ・全体計画に関する協議 ・モデル事業の課題について検討の継続 ・小地域相互支援型同意方式による要援護者把握調査実施マニュアル案の作成 | ・災害時要援護者支援検討会議(4回程度) ・小地域相互支援型同意方式による調査の実施とその結果の検証、実施要綱の策定、また町会・自治会向けマニュアルを策定 ・データ管理システムの作成 ・町会・自治会等への事業PR等を実施 | ・災害時要援護者支援検討会議(5回) ・モデル事業実施町会等に対する小地域相互支援型同意方式による実施要綱案についてのヒアリングを通して、実施要綱の策定、また町会・自治会向けマニュアルを策定 ・データ管理システムの作成 ・町会・自治会等への事業PR等を実施 |
| まちづくり指標(成果指標) | ①災害時要援護者支援検討会議(6回) ①検証・事業実施方針の検討 ②モデル地区での支援者確保、支援台帳・支援マップ作成 | ①災害時要援護者支援検討会議(2回) ①全体計画に関する協議 ①モデル事業の課題について検証及び検討の継続と事業方針等の検討、作成 ①小地域相互支援型同意方式による要援護者把握調査実施マニュアル案の作成 ②モデル地区での支援マップづくり等への支援の継続 | ①災害時要援護者支援検討会議(4回程度) ①②小地域相互支援型同意方式による調査の実施とその結果の検証、実施要綱の策定、また町会・自治会向けマニュアルを策定 ①データ管理システムの作成 ①町会・自治会等への事業PR等を実施 | ①災害時要援護者支援検討会議(5回) ①②モデル事業実施町会等に対する小地域相互支援型同意方式による実施要綱案についてのヒアリングを通して、実施要綱の策定、また町会・自治会向けマニュアルを策定 ①データ管理システムの作成 ①町会・自治会等への事業PR等を実施 |
| 予算額(千円) | 1,146 | 416 | 2,843 | 2,843 |
| 決算額(千円) | 727 | 178 | | 2,210 |
| 執行率(%) | 63.4% | 42.8% | | 77.7% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|------------------|----|----|--------------------------|----|----|-----------------|-----|-----|-----------------------|----|----|
| 当初計画 | 災害時要援護者支援検討会議の開催 | | | 実施主体向けマニュアルおよび事業実施要綱等の作成 | | | データ管理システムの作成等 | | | 新規モデル地区でのテスト調査 | | |
| 結果 | 災害時要援護者支援検討会議の開催 | | | 実施主体向けマニュアルおよび事業実施要綱等の作成 | | | データ管理システムの作成等 | | | 新規地区での実施(PR、事業実施) | | |
| | | | | | | | マニュアル・事業実施要綱の確定 | | | データ管理システム修正等 | | |
| | | | | | | | | | | マニュアル・事業実施要綱の確定 | | |
| | | | | | | | | | | データ管理システム完成・必要に応じた修正等 | | |
| | | | | | | | | | | 新規地区でのPR説明会実施 | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
災害時要援護者支援検討会議は必要に応じて、5回開催した。当初、新規モデル地区でのテスト調査を予定していたが、実施要綱の確定前に新規モデル地区の選定を実施することが難しいため、実施要綱の確定やデータ管理システムを完成させ、本格実施した。

| | | | | |
|-----------|-----|-----------------|------------|-------|
| 事業NO. 503 | 事業名 | 災害時要援護者支援事業の推進② | <<重点管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------|------------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 災害時要援護者支援検討会議で災害時要援護者支援事業実施要綱(案)や町会・自治会向け実施マニュアルを確定するとともに、個人情報の保護を最優先に図り、効率的にデータ管理をするシステムを導入し、本格稼働していく。 今後、町会・自治会へのPR等を行い、生活環境部や総務部と連携し、災害時要援護者支援事業を展開していく。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 3 来年度は本年度よりコストが、1減少・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 災害時要援護者支援事業を町会・自治会等にPRし、段階的な事業展開を進める。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 町会・自治会など小地域での市民相互の支え合いを基本とした要援護者本人同意方式(小地域相互支援型同意方式)による災害時要援護者情報の収集と支援の展開が図られる。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 事業実施にあたっては、町会・自治会等との協働、支援体制の構築のための町会・自治会をはじめとする地域の方や関係機関・団体との協働が見込める。 |
| 評価 | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) 事業に着手する町会・自治会等の数など、実施規模のイメージを共有するとともに、持続可能なシステムとなるよう、今後の事業展開の手法について調整することが望ましい。 |
| | 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 重点的に取り組む課題とする。 協定の締結については、対象となる組織や形式等を改めて整理し、早期に取り組むこと。 |

《事業の事後評価》

| | | | | | | |
|--------|--|---|------------------------------------|---|---------------|---|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 2 | 1当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた | | | |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 2 | 1大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし | | | |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 | 1高(特別の成果あり)・2中・3低 | | | |
| 主管課評価 | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 健康福祉部、総務部、子ども政策部、生活環境部の4部と社会福祉協議会の部課長で構成する庁内横断的組織「災害時要援護者支援検討会議」を開催し、災害時要援護者支援事業実施要綱や町会・自治会向け「地域における防災ネットワークづくりのためのマニュアル」等を策定した。当初、新規モデル地区でのテスト調査を予定していたが、実施要綱の確定前に新規モデル地区の選定を実施することが難しいため、実施要綱の確定及びデータ管理システムの完成後に、事業を実施した。全市展開に向けて、広報やパンフレット、マニュアル等で地域ケアネットワーク、町会・自治会等へ事業PRや説明会等を実施している。 | | | | | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 | 2 | 成果に対する評価 | 2 | 効率性・経済性に対する評価 | 2 |
| (特記意見) | | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|----------------------|----------|-------|
| 事業NO. 504 | 事業名 | 健康福祉総合計画2022(仮称)の策定① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------------|----------|-------|

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|----------------------|---|----|-----|----------------|------|-------|-------------------|------|----------|---|------------|
| 評価対象事業名 | 健康福祉総合計画2022(仮称)の策定 | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | | | | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○ | なし | 体系 | 第5部 第1・1-(2)-① | 係名 | 地域福祉係 | 内線 | 2612 | | | |
| 計画事業名 | 「健康福祉総合計画2022」の策定と推進 | | | | | 歳出科目 | 款 | 2. 民生費 | 項 | 1. 社会福祉費 | 目 | 1. 社会福祉総務費 |
| 関連計画 | 健康福祉総合計画2022 | | | | | 一般会計 | 事項 | 36. 健康福祉総合計画策定関係費 | | | | |
| | | | | | | 補助区分 | 国 | 都 | 市単独 | ○ | | |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する個別の計画と施策を総合化した計画として、平成23年～34年度を計画期間とする健康福祉総合計画2022(仮称)を策定するもの。

概要 健康福祉総合計画2022検討会議を立ち上げ、子ども政策部などと連携した計画策定職員チームとともに平成22年度に実施した実態調査結果及び学識経験者による意見・提言を活かす形で素案作成に向け検討を行い、11月を目途に計画素案を作成し、基本計画と合わせ12月に議会報告し、1月にパブリックコメントを実施する。その後計画案を調整、2月に健康福祉審議会において諮問・答申を行い、計画を確定させる。

始期 22 年度から 終期 23 年度まで 当該事務に従事する実職員数 1 人または 時間
今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

平成22年度中に完了した高齢者・障がい者実態調査及び学識経験者からの意見をもとに、現行計画の達成状況を踏まえ、高齢、障がい、健康づくり、子どもの各分野の計画検討を総合して、基本計画との整合をとりながら健康福祉総合計画2022を策定する。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

健康福祉総合計画の策定にあたり、健康福祉審議会委員と各分野の計画策定に係る市民検討会議の代表者で構成される計画検討会議を立ち上げ、計画検討を行い、またパブリックコメントを実施する。さらに健康福祉審議会において、節目ごとに審議をいただき、最終段階での諮問・答申を行う。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|---|---|---|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | ・調査実施体制を確立 ・調査の実施及び報告書の受領 ・地域福祉、高齢及び障がいの分野毎に学識経験者による職員勉強会の実施 ・専門家の意見を得るなどの計画策定に向けた準備 | ・高齢者・障がい者実態調査、学識経験者からの意見をもとに、現行計画の達成状況を踏まえ、各分野の計画検討を総合して新たな計画を策定する。 | ・高齢者・障がい者実態調査、学識経験者からの意見をもとに、現行計画の達成状況を踏まえ、各分野の計画検討を総合して新たな計画を策定した。 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | ①調査実施による的確なデータの収集、各種計画策定(改定)の基礎資料を得た ①各種計画の達成状況集約に着手 ②学識経験者による勉強会の実施等による計画策定の準備 | ①健康福祉総合計画等の策定 ②健康福祉審議会での計画案検討 ②検討会議での各計画案の検討及びパブリックコメント実施 | ①健康福祉総合計画等の策定 ②健康福祉審議会での計画案検討 ②検討会議での各計画案の検討及びパブリックコメントの実施 |
| 予算額(千円) | | 5,000 | 2,285 | 2,285 |
| 決算額(千円) | | 4,545 | | 1,812 |
| 執行率(%) | | 90.9% | | 79.3% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|----|----------------|------------|-------------------------------------|-------------|-----|------------------|-------|------------|--------------------------|-------|
| 当初計画 | | | 第1回検討会議 | 健康福祉審議会1回目 | 第2回検討会議 ・骨格案取りまとめ | | | 第3回検討会議 ・素案作成 | ・議会報告 | ・パブリックコメント | 第4回検討会議 健康福祉審議会2回目 | ・計画確定 |
| 結果 | | | 第1回検討会議 | 健康福祉審議会1回目 | 第2回検討会議 健康福祉審議会1回目 ・計画に係る中間報告 | ・厚生委員会へ中間報告 | | 第3回検討会議 ・素案作成 | ・議会報告 | ・パブリックコメント | 健康福祉審議会2回目 ・計画案、諮問・答申 | ・計画確定 |
| | | | 健康福祉総合計画検討会議運営 | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
当初計画どおり実施

| | | | | |
|-----------|-----|----------------------|----------|-------|
| 事業NO. 504 | 事業名 | 健康福祉総合計画2022(仮称)の策定② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 高齢者、障がい者、健康づくり、子ども・子育ての各計画に係る市民検討会議の検討状況を取りまとめ、地域福祉計画及び生活支援計画とあわせて総合計画検討会議の協議に付すことができた。今後も市民会議等で市民の意見を聴取し議論を深めながら、策定の取り組みを進めていく。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 1 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度中に計画策定に係る事務が完了するため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成24年度は、計画の推進を行うため。 |
| 中 間 評 価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 計画の推進にあたり、市民、関係諸機関・団体との協働が欠かせないため。 |
| | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 {特記意見} |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | | | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------------|----------|---|---------------|---|
| 事 業 後 評 価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた | | | | |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし | | | | |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2中・3低 | | | | |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | | | | | |
| 主管課事後評価 | スケジュールに若干の変更はあったものの、高齢者、障がい者、健康づくり、子ども・子育ての各計画に係る4つの検討市民会議の検討状況を取りまとめた。これに地域福祉計画及び生活支援計画を加えた健康福祉総合計画に係る検討会議での集中的な協議を行うとともに、パブリックコメントや健康福祉審議会での諮問・答申などで出た市民意見も反映した総合計画を策定することができた。 | | | | | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 | 1 | 成果に対する評価 | 1 | 効率性・経済性に対する評価 | 2 |
| (特記意見) | | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|
| 事業NO. 505 | 事業名 | 第五期介護保険事業計画の策定① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|

| | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------|-----|----|----------------|-------------|----------------|-----|------|
| 評価対象事業名 | 第五期介護保険事業計画の策定 | | | 部課名 | 健康福祉部高齢者支援課 | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○なし | 体系 | 第5部 第2・1-(3)-① | 係名 | 介護給付係 | 内線 | 2684 |
| 計画事業名 | 「介護保険事業計画」の策定と推進 | | | 介護保険事業特別会計 | 事項 | 8. 介護保険事業計画策定費 | | |
| 関連計画 | 健康福祉総合計画2022高齢者計画・第五期介護保険事業計画 | | | 補助区分 | 国 | 都 | 市単独 | ○ |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目 平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする第五期介護保険事業計画を策定する。今回は、「健康福祉総合計画2022」の策定と同時に行うことから、介護保険制度以外の高齢者の諸施策や老人福祉計画も含まれた「高齢者の計画」の中で、一体的に策定作業を行う。

概要 介護保険事業計画は、介護保険法第117条及び三鷹市介護福祉条例第3条に基づき、3年を一期として策定するものである。計画は、国の基本指針に即したサービス見込量を基にした国の保険料ソフトや高齢者の実態調査などを参考に、健康福祉審議会委員のほか、高齢者関係団体の代表者や無作為抽出の公募委員等から構成される検討市民会議の中で、素案づくりを進めるとともに、素案確定後は、市報でのパブリックコメントの実施や健康福祉審議会への諮問・答申を経て、計画の策定を行う。

始期 23 年度から 終期 23 年度まで 当該事務に従事する実職員数 1.5 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

22名から構成される検討市民会議を設置。会議は、8回程度開催し、高齢者を取り巻く現状の検証や課題分析などを行いながら、計画素案を策定。素案確定後は、市報、ホームページでのパブリックコメント実施などを通じて、広く市民からの意見を聴取し、計画案を策定。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

- ①市民参加による事業計画を策定
- ②市報、ホームページによるパブリックコメント、団体ヒアリングなどによる市民への周知と意見聴取。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|-------|---|---|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | | ・検討市民会議の設置、開催。 ・市民会議による素案の確定。 ・市報、ホームページでのパブリックコメント、団体ヒアリングの開催など市民からの意見を踏まえて計画案を策定。 | ・検討市民会議を述べ7回開催し、意見を踏まえ素案を確定。 ・パブリックコメントなどを経て、計画案を策定。 ・健康福祉審議会への諮問・答申後、議会に報告し確定。 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | | ①市民参加による事業計画を策定 ②市報、ホームページによるパブリックコメント、団体ヒアリングなどによる市民への周知と意見聴取。 | ①市民参加による事業計画を策定 ②市報、ホームページによるパブリックコメントなどによる市民への周知と意見聴取。 |
| 予算額(千円) | | | 4,928 | 4,928 |
| 決算額(千円) | | | | 3,081 |
| 執行率(%) | | | | 62.5% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|---------|---------|-----------------|---------|------------|---------|---------|---------|------------|-----------------|--------|
| 当初計画 | | 第1回検討会議 | | 検討市民会議(第1回～第8回) | | | | ○素案策定 | 議会報告 | ○パブリックコメント | ○計画案策定 | ○計画確定 |
| 結果 | | 第1回検討会議 | 第2回検討会議 | 第3回検討会議 | 第4回検討会議 | 厚生委員会へ中間報告 | 第5回検討会議 | 第6回検討会議 | 厚生委員会報告 | 第7回検討会議 | 健康福祉審議会計画案諮問・答申 | ○計画案策定 |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価に記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載) 当初計画どおり実施

| | | | | |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|
| 事業NO. 505 | 事業名 | 第五期介護保険事業計画の策定② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 本年5月に、「三鷹市高齢者計画検討市民会議」を設置し、その中で第五期介護保険事業計画の策定に向け、素案づくりを進めている。素案確定後は、パブリックコメントを実施するとともに、健康福祉審議会への諮問・答申を経て、計画の策定を行う。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 1 来年度は本年度よりコストが、1 減少する・2 維持・3 増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度中に計画が策定されるため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1 増加・2 維持・3 減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度中に策定された計画が反映されるため。 |
| 中 間 評 価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2 ない・3 その他 (理由及び具体的内容) 事業計画は、3年ごとに策定されるため、次回(平成26年度中)計画時には、本年度と同様に委託料等が生じる。 |
| 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |
| 評価 | 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | |
|------------------|--|---|
| 事 後 評 価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2 若干遅れた・3 大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2 中・3 小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2 中・3 低 |
| 主管課 事後 評価 | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 検討市民会議やパブリックコメントなど、市民参加による計画づくりに取り組むとともに、高齢者の現状などを踏まえた計画が策定できた。 平成24年度については、計画に基づき事業などを推進する。 | |
| 審査会 評価 | 進捗状況評価 | 1 |
| | 成果に対する評価 | 1 |
| | 効率性・経済性に対する評価 | 2 |
| | (特記意見) | |

| | | | | |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|
| 事業NO. 506 | 事業名 | 第3期障がい福祉計画の策定① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|

| | | | | | | | |
|---------|--------------------------|---|----|------|--------------------|------------|--------------|
| 評価対象事業名 | 第3期障がい福祉計画の策定 | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○ | なし | 係名 | 障がい者福祉係 | 内線 | 2611 |
| 計画事業名 | 「障がい福祉計画」の策定と推進 | | | 歳出科目 | 款 3. 民生費 | 項 1. 社会福祉費 | 目 2. 障がい者福祉費 |
| 関連計画 | 健康福祉総合計画2022障がい福祉計画(第3期) | | | 一般会計 | 事項 64.障がい福祉計画策定関係費 | | |
| | 補助区分 | 国 | 都 | 市単独 | ○ | | |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入
 平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間とする第3期障がい福祉計画を策定する。今回は、「健康福祉総合計画2022」の策定と同時にすることから、障害者基本法に基づく法定計画である「障がい者計画」と一体的に策定作業を行う。

概要 本事業は、障害者自立支援法第88条に基づき、3年を一期として策定する計画である「障がい福祉計画」と障害者基本法第9条に基づく「障がい者計画」を策定するものである。障がい福祉計画は、国の基本指針に即したサービス見込量を、障がい者の実態調査などを参考に、健康福祉審議会委員のほか、障がい当事者や関係機関・団体の代表者や無作為抽出の公募委員等から構成される検討市民会議の中で、素案づくりを進めるとともに、素案確定後は、市報でのパブリックコメントの実施や健康福祉審議会への諮問・答申を経て、計画の策定を行う。

始期 23 年度から 終期 23 年度まで | 当該事務に従事する実職員数 1.5 人または 時間
 今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明
 27名から構成される検討市民会議を設置。検討市民会議は、8回程度開催し、障がい者を取り巻く現状の検証や課題分析、法の改正などの潮流を注視しながら、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の意見もいただきながら計画素案を策定する。素案確定後は、市報、ホームページでのパブリックコメント実施などを通じて、広く市民からの意見を聴取し、計画案を策定する。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明
 ①市民参加による事業計画を策定
 ②市報、ホームページによるパブリックコメントなどによる市民への周知と意見聴取。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値 (コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|-------|--|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | | ・検討市民会議の設置、開催。 ・市民会議による素案の確定。 ・市報、ホームページでのパブリックコメントなど市民からの意見を踏まえて計画案を策定。 | ・検討市民会議を7回開催し、意見を踏まえ素案を確定。 ・パブリックコメントなどを経て計画案を策定。 ・健康福祉審議会への諮問・答申後、議会に報告し確定。 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | | ①市民参加による事業計画を策定 ②市報、ホームページによるパブリックコメントなどによる市民への周知と意見聴取。 | ①市民参加による事業計画を策定 ②市報、ホームページによるパブリックコメントなどによる市民への周知と意見聴取。 |
| 予算額(千円) | | | 3,074 | 3,143 |
| 決算額(千円) | | | | 2,330 |
| 執行率(%) | | | | 74.1% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|---------------------|----|----|----|----------------------|----|-----|------------------|------------|-------------------------|----|-------|
| 当初計画 | | | | | ○骨子の作成 | | | ○素案策定 | | ○パブリックコメント | | ○計画策定 |
| | ← 検討市民会議(第1回～第8回) → | | | | | | | | | | | |
| 結果 | | | | | ○骨子の作成 厚生委員会へ中間報告 | | | ○素案策定 厚生委員会報告 | ○パブリックコメント | 健康福祉審議会 計画案 諮問・答申 | | ○計画策定 |
| | ← 検討市民会議(第1回～第7回) → | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価に記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
 検討市民会議の回数が7回となったが、そのほかは計画どおり。

| | | | | |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|
| 事業NO. 506 | 事業名 | 第3期障がい福祉計画の策定② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|---|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 国における障がい者制度改革が検討中で、成立、公布された障がい者関係各法の施行や政省令の詳細も明らかになっていない。そのため、計画への反映も確実に行われていない状況である。今後情報の収集に努め計画に反映させていく。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 1 来年度は本年度よりコストが、1 減少する・2 維持・3 増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度で計画策定は終了し、平成24年度は計画の推進となるため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1 増加・2 維持・3 減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度で計画策定は終了し、平成24年度は計画の推進となるため。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1 ある・2 ない・3 その他 (理由及び具体的内容) 計画の推進に市民、事業者等との協働が欠かせないため。また、障がい福祉計画は3年ごとに策定されるため、次回(平成26年度中)計画時には、本年度と同様に委託料が生じるほか、検討市民会議等を立上げ協働で取り組むこととする。 |
| | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) |
| | 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | |
|-------|--|---|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2 若干遅れた・3 大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2 中・3 小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2 中・3 低 |
| 主管課評価 | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 検討市民会議やパブリックコメントなど、市民参加による計画づくりに取り組んだ結果、障がい者の現状などを踏まえた計画を策定することができた。国の法律改正の全貌が明らかになっていない段階であるが、平成24年度は、計画に基づき事業を推進する。 | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 1 成果に対する評価 1 1 効率性・経済性に対する評価 2 2 (特記意見) | |

| | | | | |
|-----------|-----|------------------------------|------------|-------|
| 事業NO. 507 | 事業名 | 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種助成事業の実施① | <<重点管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|------------------------------|------------|-------|

| | | | | | |
|---------|-----------------------------|------|---------------------------|------|------------------------------|
| 評価対象事業名 | 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種助成事業の実施 | 部課名 | 健康福祉部健康推進課 | | |
| 基本計画掲載 | あり ○ なし | 係名 | 健康推進係 | 内線 | 2691 |
| 基本計画掲載 | あり ○ なし | 体系 | 第5部 第5・5-(1)-② | 歳出科目 | 款 4. 衛生費 項 1. 保健衛生費 目 3. 予防費 |
| 計画事業名 | 予防接種の実施 | 一般会計 | 事項 3. 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費 | | |
| 関連計画 | 子育て支援ビジョン、健康福祉総合計画2022 | 補助区分 | 国 | 都 | ○ 市単独 |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 任意の予防接種である子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防ワクチンの接種費用の一部助成によって接種の拡大を図り、市民のがんや疾病の予防を推進する。

概要 任意の予防接種である子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防ワクチンは、従来は希望者が自己負担で接種していたが、この費用が高額であることが接種者が少ない一因となっていた。これが、より少ない経済負担で接種可能となれば多くの市民が接種する機会を得て、疾病予防を推進することに資する。この任意予防接種を約9割の公費負担で実施することで接種者の増加を図る。対象者は、子宮頸がん予防ワクチンは中学生の女子、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンについては0～4歳児とする。なお、事業実施にあたっては国が行う助成事業を活用する。

始期 23 年度から 終期 23 年度まで 当該事務に従事する実職員数 3 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防ワクチンの接種費用の助成により、重症化する恐れのある疾病にかかる予防接種の機会を充実させる。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

接種率は子宮頸がん予防ワクチン40%・ヒブワクチン60%・小児用肺炎球菌ワクチン60%を指標とする。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|-------|--|---|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | | ・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種率の向上 ・重症化する恐れのある疾病の予防及び市民の健康の増進 | ・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種率の向上 ・重症化する恐れのある疾病の予防及び市民の健康の増進 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | | ①接種率 子宮頸がん予防ワクチン40% ヒブワクチン60% 小児用肺炎球菌ワクチン60% | ①接種率 子宮頸がん予防ワクチン56.0% ヒブワクチン55.2% 小児用肺炎球菌ワクチン54.5% |
| 予算額(千円) | | | 168,190 | 168,190 |
| 決算額(千円) | | | | 161,985 |
| 執行率(%) | | | | 96.3% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | ← 予防接種費用助成の実施 → | | | | | | | | | | | |
| 結果 | ← ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成の実施 → | | | | | | | | | | | |
| | ← 子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成の実施 → | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価に記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)

子宮頸がん予防ワクチンについては、全国的なワクチン不足の影響により実質的に7月下旬まで事業が遅れた。

| | | | | |
|-----------|-----|------------------------------|------------|-------|
| 事業NO. 507 | 事業名 | 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種助成事業の実施② | <<重点管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|------------------------------|------------|-------|

《事業の中間評価》

中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向

年度当初は子宮頸がん予防ワクチンの供給不足問題の影響を受けたために接種者数が伸びなかった。しかし供給が充足されたため7月20日接種が再開された。これにあわせて8月1日に子宮頸がん予防ワクチン接種助成対象の中学生に対しパンフレット等により周知したので、平成23年度後半にかけて接種者の増加を見込んでいる。早ければ平成24年度には国が法定接種化するとの情報があつたが、東日本大震災の影響を受け、法定接種化の目途が不明であり、法定接種化されなかった場合の助成事業にかかる補助金の行方も不確定の状態である。

主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要)

コスト面 来年度は本年度よりコストが、1 減少する・2 維持・3 増加する(比較できない場合は理由のみ記載)
(理由) 来年度事業については、国の任意ワクチン接種事業に対する動向が不確定のため決定後に判断する。

成果面 来年度は本年度より成果が、1 増加・2 維持・3 減少する(比較できない場合は理由のみ記載)
(理由) 来年度事業については、国の任意ワクチン接種事業に対する動向が不確定のため決定後に判断する。

今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 ある・2 ない・3 その他
(理由及び具体的内容) 来年度事業については、国の任意ワクチン接種事業に対する動向が不確定のため決定後に判断する。

改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見)

評価 2 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見)
国の動向を注視するとともに、補助金等が削減された場合の現行制度の継続可否について明確にする必要がある。

改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見)

一般財源で対応することになった場合、平成24年度は見送ることとする。
国の動向を注視し、適切に対応すること。

《事業の事後評価》

| | | | | | | |
|----------------|---|----------------------------|---------------------------------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| 事業 事後 評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | <input type="checkbox"/> 1 | 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2 若干遅れた・3 大きく遅れた | | | |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | <input type="checkbox"/> 2 | 1 大(目標の指標等を達成)・2 中・3 小又はなし | | | |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | <input type="checkbox"/> 2 | 1 高(特別の成果あり)・2 中・3 低 | | | |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | | | | | |
| 主管課 評価 | ヒブと肺炎球菌ワクチン(接種回数1回~4回)については、目標60%の接種率より低く、それぞれ55.2%と54.5%であった。子宮頸がんワクチン(接種回数3回)については、供給不足による初回接種見合わせの影響で接種機会を逸した対象者があつたが、助成対象者である中学生の女子等に対して個別通知を送付した結果、目標40%のところ56.0%の高い接種率となった。 費用の問題で接種をためらっていた多くの市民への助成によって接種機会を掘り起こしたことから、総合的には市民の疾病予防の推進を実現する成果となったといえる。 | | | | | |
| 審査会 評価 | 進捗状況評価 | <input type="checkbox"/> 1 | 成果に対する評価 | <input type="checkbox"/> 2 | 効率性・経済性に対する評価 | <input type="checkbox"/> 2 |
| | (特記意見) | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|--------------------|----------|-------|
| 事業NO. 508 | 事業名 | 生活保護受給者の自立支援と適正運用① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|--------------------|----------|-------|

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------|---|----|-----|-------------------------------|----|------------------------|----|----------|-----|------------|
| 評価対象事業名 | 生活保護受給者の自立支援と適正運用 | | | 部課名 | 健康福祉部生活福祉課 | | | | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○ | なし | 体系 | 第5部 第4-1-(1)-① 第5部 第4-1-(2)-① | 係名 | 自立支援係 | 内線 | 2671 | | |
| 計画事業名 | 生活保護の適正実施自立支援プログラムの拡充 | | | | 歳出科目 | 款 | 3. 民生費 | 項 | 3. 生活保護費 | 目 | 1. 生活保護総務費 |
| 関連計画 | 健康福祉総合計画2022 | | | | 一般会計 | 事項 | 3.就労支援事業費～8.年金資産等調査事業費 | | | | |
| | | | | | 補助区分 | 国 | ○ | 都 | | 市単独 | |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 生活保護受給者に対する就労自立及び社会的自立や日常生活の自立を促進するとともに、生活保護制度の適正な運用を行う。

概要 自立支援プログラムに基づき、地区担当員と連携を取りながら優先度の高い生活保護受給者から順次自立を図っていく。具体的にはハローワークとの連携を前提とした就労支援員による支援、精神障がい者等に対する退院促進・健康管理の各支援員による支援及び事業委託による社会生活・日常生活の支援を継続的に行う。また、今年度より新たに年金・資産調査員の配置により、自立促進と生活保護の適正化を実施する。さらに、自立支援の効果的な推進のため、自立支援専任の組織を設置し、主に就労支援を担当する地区担当員を配置する。

始期 23 年度から 終期 年度まで 当該事務に従事する実職員数 2 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

特に重点的に取り組むべき就労支援対象者については、就労支援員による支援を効果的に実施するため、自立支援係の地区担当員が直接担当する。
社会生活及び日常生活自立支援の充実を図る。また、地区担当員の調査を補完するため、年金・資産調査員による調査の充実を図る。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

重点的に取り組む就労支援対象者のうち、新たに55人の就労を目指す。社会生活・日常生活の自立支援は、長期入院の精神障がい者等の退院促進対象者を含み、概ね55人を対象とする。また、年金受給権の確認や申請支援等を地区担当員と年金・資産調査員による連携により行う。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

自立支援組織(係等)の設置は、都内26市では、八王子、立川、府中そして三鷹の4市。

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|------------------------------------|---|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | ・自立支援プログラムに登録された被保護者に対し、自立支援を実施する。 | ・自立支援プログラムに登録された被保護者に対し、自立支援を実施する。 | ・自立支援プログラムに登録された被保護者に対し、自立支援を実施した。 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | ①新規就労55人 ②社会生活・日常生活自立支援51人 | ①新たに55人の就労を目指す。 ②社会生活・日常生活自立支援の対象者を55人とする。 ③年金・資産調査員による新たな収入把握・年金手続き補助10件 | ①新規就労 72人 ②社会生活・日常生活自立支援 77人 ③年金・資産調査員による新たな収入把握・年金手続き補助 13件 |
| 予算額(千円) | | 34,173 | 37,869 | 37,869 |
| 決算額(千円) | | 33,052 | | 36,110 |
| 執行率(%) | | 96.7% | | 95.4% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|---------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | 対象者リストアップ 随時支援開始 | | | | | | | | | | | |
| 結果 | 対象者リストアップ 随時支給開始 | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
当初計画どおり実施

| | | | | |
|-----------|-----|--------------------|----------|-------|
| 事業NO. 508 | 事業名 | 生活保護受給者の自立支援と適正運用② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|--------------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|---|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 平成22年度からの継続事業である金銭管理事業については、潜在的なニーズが高く又退院促進事業との関連が強いため、今後も増加が見込まれる。就労支援事業については、今年度に体制整備を図ったため、就労意欲のある生活保護受給者に対しては、効果が出始めている。その他の事業については、概ね順調に実施している。なお、8月1日現在の被保護世帯数は2,609世帯(前年同月203世帯増、ケースワーカー1人あたり109ケース)となっており、経済・雇用情勢の低迷や東日本大震災の影響により今後も増加が見込まれる。生活保護の適正運用を確保するため、ケースワーカーの増員による実施体制の整備が必要である。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 2 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 本事業は、全ての国の10割補助事業のため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 就労支援事業については、平成23年度に体制整備を図ったため、来年度はより成果が増大する。また、年金・資産調査員の配置についても、来年度は成果が増すことが期待できる。その他の事業は基本的には維持されると考えられる。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 事業委託については、平成23年度の継続を予定している。また、関係機関との協働をより一層強化をしていくこととする。 |
| 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | |
|-------|---|--------------------------------------|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1高(特別の成果あり)・2中・3低 |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | |
| | 生活保護受給者の継続的な増加に対し、自立支援プログラムに基づく自立支援をより効果的に実施するため、平成23年4月1日に生活福祉課内に自立支援係を設置したところである。その結果、新規就労者が就労支援事業を導入した平成17年度以降最多を記録するなど大幅に自立支援の対象者数が増加した。 また、年金・資産調査を行う自立支援員の配置により、障害基礎年金の取得など他法他施策の活用が進み、生活保護扶助費の削減に寄与するとともに、より一層の適正実施を推進することができた。 | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 成果に対する評価 1 効率性・経済性に対する評価 2 (特記意見) | |

| | | | | |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|
| 事業NO. 509 | 事業名 | 障がい者施設の整備費の助成① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|---|-----|----|------------------|------------|--|----------|------|------------|--|--|
| 評価対象事業名 | 障がい者施設の整備費の助成 | | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | | | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○ | なし | 体系 | 第5部 第3・6-(2)-(2) | 係名 | 障がい者福祉係 | 内線 | 2611 | | | |
| 計画事業名 | 民間障がい者施設への支援 | | | | 歳出科目 | 3. 民生費 | 項 | 1. 社会福祉費 | 目 | 2. 障がい者福祉費 | | |
| 関連計画 | 障がい福祉計画(第3期) | | | | 一般会計 | 事項 | 62. 障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)助成事業費、63障がい者就労支援等事業所巣立ち風助成事業費 | | | | | |
| 補助区分 | 国 | 都 | 市単独 | ○ | | | | | | | | |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 社会福祉法人が建設を予定している障がい者施設に対し整備費の一部を助成し、障がい者の日中活動の場の確保を図ることにより、障がい者福祉の向上に寄与する。

概要 障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)、障がい者就労支援等事業所巣立ち風、障がい者就労支援事業所ひまわり第一共同作業所に対する建設費補助を行う。
 なお、障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)については、平成23年度1,369千円を補助し、平成24年度～42年度の(債務負担行為)で26,011千円、総計27,380千円を、障がい者就労支援事業所巣立ち風については、平成23年度1,500千円を補助し、平成24年度～42年度の(債務負担行為)で28,500千円、総計30,000千円を補助する。また、障がい者就労支援事業所ひまわり第一共同作業所については、平成24年度～43年度の(債務負担行為)で30,000千円(限度額)を補助する。

始期 23 年度から 終期 43 年度まで 当該事務に従事する実職員数 0.5 人または 時間
 今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

平成23年夏から秋にかけ開設する障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)と障がい者就労支援等事業所巣立ち風については、計画的な建設等の協議等と開設後の安定した運営の指導等に努める。精神障がい者を主な対象とするひまわり第一共同作業所については、平成23年度～平成24年度にかけての建設等の計画的な実施について協議する。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

- ①障がい者就労支援事業所はばたけ第二(仮称)と障がい者就労支援等事業所巣立ち風の計画的な建設と安定的な運営
- ②障がい者就労支援事業所ひまわり第一共同作業所の計画的な建設等の協議

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|---|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量の) | ・障がい者生活介護事業所にアート建設工事着工 | ・障がい者生活介護事業所にアート建設と安定した運営等の促進 | ・はばたけ第二(仮称)、巣立ち風の建設と開設後の安定した運営等の促進 ・ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 | ・はばたけ第二(工房時)、巣立ち風の建設と開設後の安定した運営等の促進 ・ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | ②障がい者生活介護事業所にアート建設工事着工 | ②障がい者生活介護事業所にアート建設と安定した運営等の促進 | ②はばたけ第二(仮称)、巣立ち風の建設と開設後の安定した運営の促進 ②ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 | ②はばたけ第二(工房時)、巣立ち風の建設と開設後の安定した運営の促進 ②ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 |
| 予算額(千円) | 0 | 1,500 | 2,869 | 2,869 |
| 決算額(千円) | 0 | 1,500 | | 2,186 |
| 執行率(%) | 0.0% | 100.0% | | 76.2% |

| 年間の実施スケジュール | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|------------------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | はばたけ第二(仮称)・巣立ち風の計画的な建設と開設後の安定的な運営 | | | | | | | | | | | | |
| | ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 | | | | | | | | | | | | |
| 結果 | はばたけ第二(工房時)・巣立ち風の計画的な建設と開設後の安定的な運営 | | | | | | | | | | | | |
| | ひまわり第一共同作業所の建設等の協議 | | | | | | | | | | | | |
| 工事着工 ● | | | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
 当初計画どおり。ひまわり第一共同作業所の建設着工が平成24年2月に行われた。

| | | | | |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|
| 事業NO. 509 | 事業名 | 障がい者施設の整備費の助成② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|----------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| <p>はばたけ第二作業所(仮称)は、正式名称 工房時として竣工、平成23年8月1日から開設した。また、巣立ち風も順調に工事が進み平成23年10月1日には事業を開始する予定である。三鷹ひまわり第一共同作業所については、今後土地の購入、建設会社の入札を行う予定である。</p> | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 3 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 三鷹ひまわり第一共同作業所の補助が始まるため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 三鷹ひまわり第一共同作業所のが移転整備されることにより、主に精神障がい者を対象とした就労継続支援A型という新たなメニューが開始され、定員の10名増となる。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 三鷹ひまわり第一共同作業所の移転整備により三鷹ひまわり会の安定的な運営が可能になることにより、市の各種事業へでの協働が進むことが期待される。 |
| 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |
| 評価 | 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | | | | | |
|--------|--|---------------------------------------|----------|---|---------------|---|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた | | | | |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし | | | | |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2中・3低 | | | | |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | | | | | |
| 主管課評価 | <p>はばたけ第二作業所(正式名称 工房時)及び巣立ち風への施設整備費補助を実施することにより、安定した運営の支援を行えた。また、巣立ち風の移転・開設により、従来からの障がい者就労継続支援B型の事業に加え障がい者自立訓練事業を開始し、定員が10人増加した。さらに工房時の開設により、障がい者就労移行支援事業及び就労継続支援B型の事業で、30人の定員増が実現した。 三鷹ひまわり第一共同作業所の建設が進み、平成24年秋の開設で定員増と新たなサービスメニューが展開される予定であり、障がい者の日中活動の場の選択肢が増えることになる。</p> | | | | | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 | 1 | 成果に対する評価 | 1 | 効率性・経済性に対する評価 | 2 |
| (特記意見) | | | | | | |

| | | | | |
|-----------|-----|------------------|----------|-------|
| 事業NO. 510 | 事業名 | 権利擁護センター運営事業の拡充① | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|------------------|----------|-------|

| | | | | | | | | |
|---------|-------------------|-----|----|----------------|-------------|-------------------------------|----|----------|
| 評価対象事業名 | 権利擁護センター運営事業の拡充 | | | 部課名 | 健康福祉部高齢者支援課 | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○なし | 体系 | 第5部 第1・4-(2)-① | 係名 | 高齢者相談係 | 内線 | 2623 |
| 計画事業名 | 権利擁護センターみたかの運営の充実 | | | 歳出科目 | 款 | 3. 民生費 | 項 | 1. 社会福祉費 |
| 関連計画 | 高齢者計画・第五期介護保険事業計画 | | | 一般会計 | 事項 | 社会福祉協議会事業委託関係費・成年後見開始審判等請求関係費 | | |
| | | | | 補助区分 | 国 | 都 | ○市 | 単独 |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 成年後見制度の周知と高齢者の増加により制度利用者が増加しているため、その対応として市民後見人の養成を図る。後見報酬を負担することができない低所得の方に対し、市が一定額の後見報酬を助成する。このことにより、安心して後見制度を利用できるように支援し、制度のより一層の推進を図る。

概要 成年後見制度の周知と高齢者の増加により制度利用者が増加しているため、後見人候補者の選定が困難になりつつある。そこで、市民後見人を養成し制度の利用促進を図る。また、市長申立に係る市民後見人あるいは専門職の後見人が選任された三鷹市民で、後見報酬の負担が困難な者に対して裁判所の定める後見報酬額の範囲内で一定額を助成する。
本事業の実施にあたっては、東京都の「成年後見活用あんしん生活創造事業」(1/2補助)に係る補助金の活用を行うものとする。 ※運用にあたっては要綱を制定することとし、対象者は「生活保護を受けている者及びこれに準ずる者、その他費用の負担が困難であると市長が認める者」とする。

始期 23 年度から終期 年度まで 当該事務に従事する実職員数 1 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

権利擁護センターみたかが研修を実施し、市民後見人の養成を図り、実際に市民後見人として選任された場合には、後見監督業務を行う。

市長申立により選任され後見業務を行う市民後見人及び専門職の後見人が選任されている三鷹市民で、後見報酬の負担が困難な者に対して裁判所の定める後見報酬額の範囲内で一定額を助成する。

※ 市民後見人5,000円/月、専門職後見人 18,000円/月(施設)、28,000円/月(在宅)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

(1)相談事業(一般相談、専門相談) (2)福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) (3)成年後見制度利用促進事業 (4)市民後見人事業の推進 (5)申立等費用の一部助成 (6)後見報酬の一部助成

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

(1)養成された市民後見人の後見人選任と権利擁護センターみたかによる後見監督。
(2)市長申立により選任され後見業務を行う市民後見人及び専門職の後見人が選任されている三鷹市民で、後見報酬の負担が困難な者に対して裁判所の定める後見報酬額の範囲内で一定額を助成する。

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値 (コスト比較を含む)

専門職報酬助成 杉並区・武蔵野市・府中市 18,000円/月(施設) 28,000円/月(在宅)
市民後見人報酬助成 府中市 5,000円/月

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|--|--|--|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | ・相談事業(一般相談、専門相談) ・福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ・成年後見制度利用促進事業 | ・相談事業(一般相談、専門相談) ・福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ・成年後見制度利用促進事業 ・市民後見人事業の推進 ・申立等費用の一部助成 | ・相談事業(一般相談、専門相談) ・福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ・成年後見制度利用促進事業 ・市民後見人事業の推進 ・申立等費用の一部助成 ・後見報酬の一部助成 | ・相談事業(一般相談、専門相談) ・福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ・成年後見制度利用促進事業 ・市民後見人事業の推進 ・申立等費用の一部助成 ・後見報酬の一部助成 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | ①相談事業(一般相談、専門相談) ①福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ①成年後見制度利用促進事業 | ①相談事業(一般相談、専門相談) ①福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ①成年後見制度利用促進事業 ①市民後見人事業の推進 ①申立等費用の一部助成 | ①相談事業(一般相談、専門相談) ①福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ①成年後見制度利用促進事業 ①市民後見人事業の推進 ①申立等費用の一部助成 ①後見報酬の一部助成 | ①相談事業(一般相談、専門相談) ①福祉サービス利用支援事業(地域福祉権利擁護事業) ①成年後見制度利用促進事業 ①市民後見人事業の推進 ①申立等費用の一部助成 ①後見報酬の一部助成 |
| 予算額(千円) | 19,088 | 24,558 | 23,983 | 23,983 |
| 決算額(千円) | 15,497 | 16,195 | | 22,322 |
| 執行率(%) | 81.2% | 65.9% | | 93.1% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-------------|----|----|----|----|----|------------|-----|-----|----------|----|-------------|
| 当初計画 | 要綱改正及び助成開始 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 市民後見人養成講座1 | | | 都後見人養成研修 | | 市民後見人養成講座2 |
| 結果 | 要綱制定および助成開始 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 市民後見人養成講座1 | | | 都後見人養成研修 | | 市民後見人養成実務研修 |

当初計画変更の内容・理由等 (※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
市民後見人養成講座1修了後、後見人業務を体験し学ぶため実務研修を実施。6か月以上の実務研修を経て、市民後見人養成講座2を受講する過程に変更。養成講座2については、実務研修の修了を待って、平成24年度に開催する予定。

| | | | | |
|-----------|-----|------------------|----------|-------|
| 事業NO. 510 | 事業名 | 権利擁護センター運営事業の拡充② | 《重点管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|------------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|---|---|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 困難な事例には専門職の後見人がつくことが多いが、今後、権利関係が複雑でなく置かれている状況(病状、住まい等)が安定しているなど市民後見人がふさわしい事例については、権利擁護センターの事例検討会議を活用するなどの方法で活用を図っていく。また、助成制度の実施により、後見人選任がスムーズに運ぶ効果が期待できる。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 3 来年度は本年度よりコストが、1 減少する・2 維持・3 増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 成年後見報酬助成については、平成24年4月1日以降に市長申立を行った事例に限定しており、通常後見業務を1年行った後に裁判所が報酬を認定するものなので、平成23年度中には助成が発生しないため、平成24年度以降に助成が生じる見込みであるため。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1 増加・2 維持・3 減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 低所得の方に対して報酬助成を行うことにより、より成年後見制度の裾野が広がることを見込まれるため。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1 ある・2 ない・3 その他 (理由及び具体的内容) 申立費用の一部助成と後見報酬助成以外はずでに委託している。 |
| | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) |
| 評価 | 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) 現在の利用状況等を踏まえ、精査したうえで予算措置を行うことが望ましい。 |
| | 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) |

《事業の事後評価》

| | | |
|-------|--|---|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1 当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2 若干遅れた・3 大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1 大(目標の指標等を達成)・2 中・3 小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 2 1 高(特別の成果あり)・2 中・3 低 |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | |
| 主管課評価 | 平成23年度は、市民後見人の養成を図るための市民後見人養成講座1「権利擁護あんしんサポーター養成講座」を実施した。養成講座1の修了者の中から、5人が今後市民後見人として活動する意向を持ち、三鷹市権利擁護センターにおいて現在実務研修中である。このような中、すでに登録されている三鷹市市民後見人が初めて後見人として選任され、三鷹市権利擁護センターによる後見監督も開始することができた。 また、低所得者の方が安心して成年後見制度が利用できるように、後見報酬助成制度も併せて開始した。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の方などが引き続き安心して地域で暮らし続けるために、成年後見制度の活用が必要不可欠である。 平成24年度についても、後見制度利用支援を含め権利擁護関係の相談、支援をさらに充実させていく。 | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 成果に対する評価 1 効率性・経済性に対する評価 2 | (特記意見)後見制度の利用促進については、市民ニーズの把握に努めながら利用状況の実態を明らかにするとともに、市民後見人だけでなく成年後見人等についても選任数等の具体的な目標指標に掲げることを検討することが望ましい。 |

| | | | |
|-----------|-----|-----------------------------------|-------|
| 事業NO. 511 | 事業名 | 重度身体障がい者(児)ショートステイの実施① <<部内管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------------------------|-------|

| | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------|---|----|------|------------|---------------------------|----|----------|-----|------------|
| 評価対象事業名 | 重度身体障がい者(児)ショートステイの実施 | | | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | | | | |
| 基本計画掲載 | あり | ○ | なし | 体系 | 第5部 | 第3・5-(2)-② | 係名 | 障がい者相談係 | 内線 | 2611 |
| 計画事業名 | 家族支援の充実 | | | 歳出科目 | 款 | 3. 民生費 | 項 | 1. 社会福祉費 | 目 | 2. 障がい者福祉費 |
| 関連計画 | 障がい福祉計画(第3期) | | | 一般会計 | 事項 | 30. 重度身体障がい者(児)ショートステイ事業費 | | | | |
| | | | | 補助区分 | 国 | | 都 | | 市単独 | ○ |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

目的 重度身体障がい者(児)が介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合にショートステイを利用することにより福祉の向上を図る。

概要 介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる重度身体障がい者(児)のショートステイ施設として、府中市にある生活介護事業所みずきで三鷹市民利用枠1床を確保する。なお、対象は、移動困難な学齢以上の重度身体障がい者知的障がい者を重複した者とし、利用時間と日数は1泊を単位として原則午後3時から翌日午前10時まで、月7日を上限にする。

始期 23 年度から 終期 年度まで 当該事務に従事する実職員数 0.5 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明
保護者等への利用の周知と利用の促進を図るとともに事業の安定的な運営に努める。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明
①開設に伴う利用の周知と安定的な運営

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値(コスト比較を含む)
調布市:平成23年度から、府中市の生活介護事業所みずきで市民枠1床で開始

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|-------|-------------------|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | | ・利用の周知と促進及び安定した運営 | ・利用の周知と促進及び安定した運営 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | | ①利用の周知と促進、安定した運営 | ①広報への掲載、府中特別支援学校に出向いて事業説明を実施した ①延べ利用者48人、延べ利用日数182日 |
| 予算額(千円) | | | 5,065 | 5,065 |
| 決算額(千円) | | | | 5,065 |
| 執行率(%) | | | | 100.0% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|--------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | 生活介護事業所みずきを使ったショートステイの実施 | | | | | | | | | | | |
| 結果 | 生活介護事業所みずきを使ったショートステイの実施 | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等(※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
当初計画どおり実施

| | | | |
|-----------|-----|-----------------------------------|-------|
| 事業NO. 511 | 事業名 | 重度身体障がい者(児)ショートステイの実施② <<部内管理事業>> | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-----------------------------------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|--|---|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 平成23年5月16日から事業開始し、最初の1か月で登録者数10名、利用者数5名、延14日の利用となっている。従来から市内にあるショートステイ施設びあ駅前は、保護者の介護疲れの予防や解消の目的での利用は認めていなかったが、みずきではその目的も認めたので利用者には好評である。開設時にはパンフレットを作成し、団体等に個別説明したが、さらに周知に努め、保護者の介護疲れの予防、解消等に役立てる。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 2 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 年間利用可能日数が1日減少(閏年)する。 |
| 成果面 | 1 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 利用の周知がされることにより利用率は向上すると思われる。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 引き続き生活介護事業所みずきに委託で実施する。 |
| | 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | |
|-------|--|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) 1 1当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) 1 1大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 2 1高(特別の成果あり)・2中・3低 |
| 主管課評価 | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 重度の肢体不自由の方を対象とするショートステイは、実施個所が少なく、なかなか利用できないため、緊急時等の一時保護の場所の確保、介護者の負担軽減(レスパイト)を図ることを目的に、市民専用の1床を確保し、事業を実施した。 事業の周知を図るため、広報掲載はもとより、市内身体障がい者施設や府中特別支援学校に出かけて事業の説明を行ったことから、他市に比べて高い利用があった。 今後とも、保護者の声を聞きながら委託施設と協議を行い、さらなる利便性向上を図り充実させていきたい。 |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 成果に対する評価 1 効率性・経済性に対する評価 2 (特記意見) |

| | | | | |
|----------|-----|-------------------------------------|----------|-------|
| 事業NO.512 | 事業名 | 障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けた事業所への支援基準の見直し① | 《部内管理事業》 | 健康福祉部 |
|----------|-----|-------------------------------------|----------|-------|

| | | | | | |
|---------|------------------------------------|------|------------------------|------------|--------------|
| 評価対象事業名 | 障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けた事業所への支援基準の見直し | 部課名 | 健康福祉部地域福祉課 | | |
| 基本計画掲載 | あり ○ なし | 係名 | 障がい者福祉係 | 内線 | 2611 |
| 計画事業名 | 民間障がい者施設への支援 | 歳出科目 | 款 3. 民生費 | 項 1. 社会福祉費 | 目 1. 障がい者福祉費 |
| 関連計画 | 障がい福祉計画(第3期) | 一般会計 | 事項 54. 障がい者日中活動系サービス事業 | 助成事業費 | 他 |
| | | 補助区分 | 国 | 都 | ○ 市単独 |

事業の目的・概要 目的は対象(何を、誰を対象に)と意図(対象をどういう状態にしたいのか)を、概要は実施手法、手順等を記入

社会福祉法人等が三鷹市内に設置した指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を補助することによりサービス利用者の福祉の向上を図る。

概要 従来市が「東京都障害者施策推進区市町村包括補助」を受け、当該補助要綱により補助を行ってきたが、平成23年度から東京都は補助を抜本的に見直し再構築を行い、「障がい者日中活動系サービス推進事業」として補助を行うことにした。このため、この補助の内容に即した新たな市の要綱の制定が必要になった。この要綱の施行にあわせて、従来の施設整備費補助金について「光熱水費、更新料」補助を抜本的に見直すとともに、今後は家賃補助を段階的に見直していく。

始期 23 年度から 終期 年度まで 当該事務に従事する実職員数 1 人または 時間

今年度の改善・改革ポイント(前年度の評価結果等を踏まえて。継続事業の場合記入)

今年度の活動指標(事業・活動の内容・量の指標)の説明

平成23年度補助対象事業所総数19事業所。障害者自立支援法の新体系に移行した民設民営の障がい者施設に対する施設整備費補助(光熱水費・更新料)を削減する。

今年度のまちづくり指標(成果の指標)の説明

- ①新体系に移行した障がい者施設の安定的な運営の促進

他団体の先進的な取り組み事例・成果・参考実績値 (コスト比較を含む)

| 年度別明細 | H21年度 | H22年度 | H23年度目標 | H23年度達成 |
|---------------------------------|-------|---|--|--|
| 活動指標(事業・活動の内容・量) | | ・心身障がい者(児)通所授産事業、心身障がい者(児)地域デイグループ事業、精神障がい者小規模通所授産施設の各運営費補助金交付要綱に基づく補助の実施 | ・障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱等に基づく補助の実施 ・施設整備費補助(光熱水費・更新料)の削減 | ・障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱等に基づく補助の実施 ・施設整備費補助(光熱水費・更新料)の削減 |
| まちづくり指標(成果指標) ①行政指標 ②協働指標 | | ②社会福祉法人等の安定的な運営の促進 | ①施設整備費の削減 ②社会福祉法人等の安定的な運営の促進 | ①施設整備費の削減 ②社会福祉法人等の安定的な運営の促進 |
| 予算額(千円) | | 129,604 | 170,428 | 168,016 |
| 決算額(千円) | | 119,545 | | 142,463 |
| 執行率(%) | | 92.2% | | 84.8% |

年間の実施スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-------------------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 当初計画 | 障がい日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱の施行と設備整備費の削減 | | | | | | | | | | | |
| 結果 | 障がい日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱の施行と設備整備費の削減 | | | | | | | | | | | |

当初計画変更の内容・理由等 (※進捗状況評価で記載した理由以外に詳細な説明がある場合に記載)
当初計画どおり実施

| | | | | |
|-----------|-----|-------------------------------------|----------|-------|
| 事業NO. 512 | 事業名 | 障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けた事業所への支援基準の見直し② | 《部内管理事業》 | 健康福祉部 |
|-----------|-----|-------------------------------------|----------|-------|

《事業の中間評価》

| | |
|---|--|
| 中間評価時の課題と次年度の改善・改革方向 | |
| 障がい者日中活動系サービス事業所助成事業費は、従来東京都が直接事業者を実施していた補助を三鷹市を通して行うもので東京都の10/10の補助率である。これとは予算事項が異なり、従来から市を通して実施してきた心身障がい者通所授産助成事業費、心身障がい者(児)地域デイグループ助成事業費、精神障がい者小規模通所授産施設等助成事業費に対する東京都の補助もあわせて再編された。このことにより平成22年度まで実施してきた光熱水費の補助は、東京都要綱の見直しとあわせた市要綱の改正により削減となった。今後の方向性として、同様の家賃補助については平成23年度に事業者側に周知したところである。平成24年度から従来の月額30万円の補助を半額に削減し、将来的に廃止する方向で事業者側と調整を図っていききたい。 | |
| 主管課中間評価(今年度で事業が終了する場合は記入不要) | |
| コスト面 | 2 来年度は本年度よりコストが、1減少する・2維持・3増加する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 障がい者日中活動系サービス事業補助金については東京都補助に合わせ引き続き実施する。ただし、別の予算事項である家賃補助については半額補助となるため減少する。 |
| 成果面 | 2 来年度は本年度より成果が、1増加・2維持・3減少する(比較できない場合は理由のみ記載) (理由) 平成23年度は、補助の体系を日中活動系サービス事業補助と家賃補助の障がい者福祉サービス事業所施設借上げ費補助の2本立てに改めたが、国の障がい者施策の改正検討時期にあたり事業所運営上困難を生じた場合の激変緩和の補助を実施していく。 |
| 中間評価 | 今後の委託・協働等(民間・嘱託臨職・市民による一部実施を含む)の可能性について 1 1ある・2ない・3その他 (理由及び具体的内容) 補助事業を継続することにより協働は維持される。 |
| 改善提案に対する事業評価審査会の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | 評価 1 1 妥当である・2 改善の余地あり・3 抜本的な見直し必要 (特記意見) |
| 改善提案に対する政策会議の意見・評価(又は平成23年度の取り組みに対する意見) | |

《事業の事後評価》

| | | |
|---------|---|--------------------------------------|
| 事後評価 | 進捗状況評価(当初計画に対して) | 1 1当初計画通り(計画以上の進捗を含む)・2若干遅れた・3大きく遅れた |
| | 成果に対する評価(活動指標・まちづくり指標に対して) | 1 1大(目標の指標等を達成)・2中・3小又はなし |
| | 効率性(事業の効率的実施)・経済性(予算のコスト削減等)に対する評価 | 1 1高(特別の成果あり)・2中・3低 |
| | 総合評価(進捗状況、成果、効率性・経済性の評価を踏まえて)及び次年度の実施方針 | |
| 主管課事後評価 | 東京都による障がい者日中活動系サービス推進事業補助の実施を踏まえ、市の事務事業総点検運動の取り組みの一環として、民設民営の障がい者施設に対する市の施設整備費補助(光熱費・更新料)を削減した。また、公設民営の障がい者施設からは光熱水費の徴収を実施することにより、バランスを考慮した事業見直しを行うことができた。平成24年度は、障がい者施設への家賃半額補助を、月額限度額30万円から15万円に変更し、平成24年度をもって補助を廃止する。また、公設民営施設における使用料徴収については、事業所との合意を得たので、占有面積にあわせた使用料徴収を開始する。 | |
| 審査会評価 | 進捗状況評価 1 成果に対する評価 1 効率性・経済性に対する評価 1 (特記意見) | |